

(仮称) 小田原漁港交流促進施設条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原漁港交流促進施設条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成29年6月15日(木)
意見提出期間	平成29年6月15日(木)から平成29年7月14日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	14件(4人)
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	1人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	今後の検討のために参考とするもの	5
D	その他(質問など)	7

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	交流促進施設と既存市場を徒歩で移動する場合歩道が狭いと思うが、対応が記載されているか。	D	本素案は（仮称）小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定に関するものであり、周辺の既存施設との関連についての記載はありません。しかし、ご指摘のとおり西側エリア（交流促進施設側）と本港エリア（水産市場側）の回遊性については、重要な課題でありますので、別途検討しているところです。
2	車以外での交通手段についての計画はあるか。	D	本素案は（仮称）小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定に関するものであり、交通手段等の記載はありません。小田原漁港は、J R 早川駅から至近である立地特性があり、この特性を生かすため、公共交通機関の利用促進策について、別途取り組んでいます。
3	周辺住民とその住環境、また、環境（特に水環境）への配慮、災害時の安全確保を厳にお願いしたい。	C	（仮称）小田原漁港交流促進施設は、公の施設として、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置するものです。したがって、公の施設として、周辺住民とその住環境への配慮は優先するとともに、災害時の危機管理体制を構築し、安全・安心な施設を目指してまいります。
4	販売するものは、どこにでもあるものではなく、小田原らしさが出るものにしてほしい。	B	（仮称）小田原漁港交流促進施設は、高鮮度な地場水産物を主体とするほか、地域の農産物等の販売等を行うなど、できるだけ地場産品にこだわった運営をし、地域の特色を出す施設を目指してまいります。
5	小田原城と交流促進施設の間地点になる御幸の浜西側に駐車場を設置すべき。	D	本素案は（仮称）小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定に関するものです。他の施設の設置については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。

			ます。なお、小田原漁港は、J R 早川駅から至近である立地特性があり、この特性を生かすため、公共交通機関の利用促進策について、別途取り組んでいます。
6	城下町的な美しい外見（お城と同じような）とすべき。	C	今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
7	新鮮さを活かしたいろいろなさかな料理を提供すべき。	B	（仮称）小田原漁港交流促進施設は、高鮮度な地場水産物を主体とするほか、地域の農産物等の販売等を行うなど、できるだけ地場産品にこだわった運営をし、地域の特色を出す施設を目指してまいります。
8	お城と御幸の浜（ビーチパーク構想との連携）、本港と交流促進施設を遊歩道（避難路）でつなぎウォーキングや自転車で楽しく回れるコースを作るべき。	C	本素案は（仮称）小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定に関するものです。小田原漁港エリアと中心市街地を結ぶ回遊性については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
9	御幸の浜南側の既に漁場になっている潜堤を増築すべき。	D	本素案は（仮称）小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定に関するものです。
10	台風の高波や津波による影響が全くないといえる科学的根拠を示してほしい。	D	漁港の特性から漁船が出入港する港口が開いており、防波堤等により完全に囲われた状況ではございません。このため、交流促進施設での対応としては、避難路の確保や避難誘導の標識設置など、ソフト面での危機管理体制の確立が重要と考えております。
11	大気汚染に対して、神奈川県・小田原市は早川地区における環境影響をどの様に審査・検討してきたのか。	D	本市が実施している大気調査の結果からは、早川地区での汚染の傾向はみられません。今後も引き続き大気調査を実施してまいります。
12	環境アセスにおける住民説明が十分になされてお	D	神奈川県環境影響評価条例の対象事業となっておりませんので、環境影響評

	<p>らず、住民への詳細な情報公開がされていない。これ以上、自然豊かなこの地域を破壊して欲しくない。行政は経済を優先させるために、地元住民に我慢を強要するのか。</p>		<p>価法及び神奈川県環境影響評価条例の手続きは行っておりません。</p>
13	<p>海岸線を埋め立てるのでしたら、伊豆方面に乗用車を載せて運ぶフェリーを運行した方が、自然の破壊は予防できる。渋滞緩和の為にも、小田原漁港～伊東港間を船で運ぶ、船を待っている間に交流館で買い物などが出来る方が、宜しいのではないか。</p>	C	<p>今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。</p>
14	<p>早川地域の環境影響、地域住民の安全を考えるべき。次世代に負の財産を残さないでほしい。</p>	C	<p>（仮称）小田原漁港交流促進施設は、公の施設として、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置するものです。したがって、公の施設として、周辺住民とその住環境への配慮は優先するとともに、災害時の危機管理体制を構築し、当エリアを市民が安心して「海と港」にふれあえる憩いの場としての施設づくりを目指してまいります。</p>